



病院理念

『より質の高い 心あたたまる医療の実現』

基本方針

1. 患者様の人権を尊重し、十分な説明と同意のもとに安全で良質な医療をめざします。
2. 地域の基幹病院として医療機関との連携を促進し、地域医療の向上に努め、地域住民の健康維持に貢献します。
3. 救急医療と小児医療及び周産期医療の充実を図り、地域住民が安心できる医療を提供します。
4. 自治体病院として公共性を保ち、効率的な病院経営に努めます。
5. 職員は専門職としての誇りと目標を持ち、常に研鑽して知識と技術の向上に励み、チーム医療を推進します。
6. 働きがいのある職場として環境を整備し、明るい病院づくりをめざします。

院内広報誌『ふれあい』

患者様ならびにご家族の方々に病院をよく知っていただき職員と患者様の交流の場となる誌面をめざしています。

千歳市北光2丁目1番1号
市立千歳市民病院
編集長 大田 光仁
事務局 総務課
0123-24-3000(内線 8232)

白内障ってどんな病気？

眼科 練合かのこ

☆眼の構造について☆

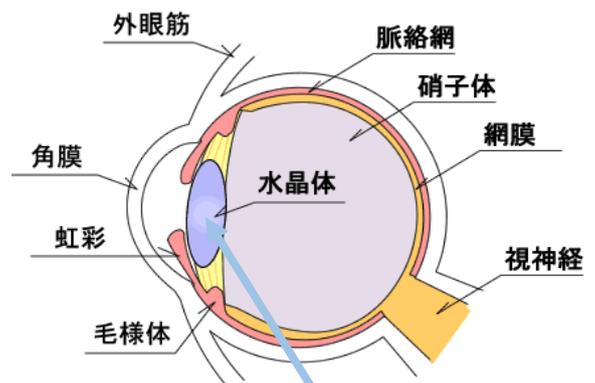
眼の構造はカメラに例えられます。

光は黒目(角膜)を通り、光の量を調節するしぼりの役割をしている茶目(虹彩)で光量を調節します。調節された光は、カメラでいうレンズである水晶体が薄くなったり厚くなったりすることでピントを合わせ、カメラでいうフィルムである網膜で結像し、視神経を通して脳へ伝えられます。そうして初めて物が見えるという状態になるのです。

☆白内障とは☆

カメラのレンズにあたる水晶体は、もともと透明な組織ですが、様々な理由で白く濁ってしまうことがあります。それを白内障といいます。

原因はさまざまですが、一番多い原因としては加齢が挙げられます。早い人では 40 歳代から始まる方もいます。その他には、先天性のものや、外傷によるもの、他の目の病気に続いて起こるもの、薬物によるものなどがあります。



☆白内障の症状☆

- ・物が霞んで見える、見えにくい
- ・片目を見た時に物が 2 重に見える
- ・光をまぶしく感じる

上記のような症状があると、白内障の可能性がります。

☆白内障の治療☆

白内障は自然によくなるということはなく、程度は個人差がありますが徐々に進行してくる病気です。白内障の進行を遅らせるような点眼薬はありますが、点眼薬では根本的な治療にはなりません。きちんと治療するには、硬く濁った水晶体を完全に除去する手術が必要になります。白内障があるから必ずしも手術が必要というわけではありませんが、白内障による視力低下があり免許の更新ができない方や、見えにくく日常生活に支障をきたしている場合は手術を受けることを勧めています。

☆白内障の手術☆

手術は一般的に局所麻酔(点眼麻酔、テノン嚢下麻酔)で行われます。意識がある状態で行うので、人の話し声や機械の音が聞こえます。手術時間は白内障の程度にもよりますが、平均 30 分程度です。

現在の白内障手術は超音波乳化吸引術といって、白目に 3 mm程の傷をつくり、そこから超音波の機械を挿入し、硬く濁った水晶体を袋(水晶体嚢)から小さく砕いて取り除きます。残った嚢の中に人工のレンズを挿入します。

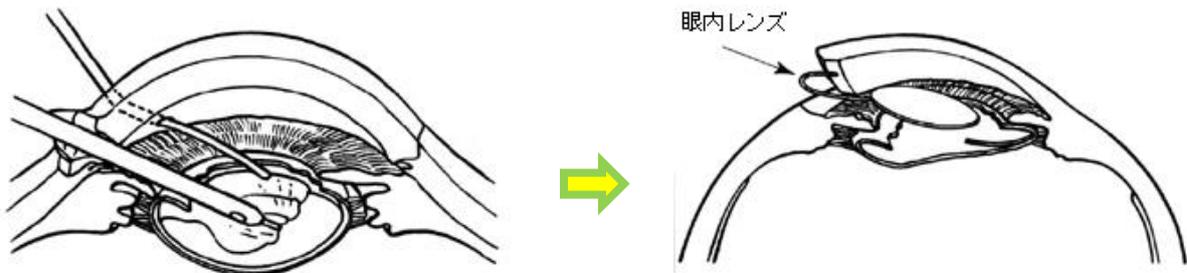


図. 水晶体嚢から濁った水晶体を超音波で吸い出し、嚢の中に眼内レンズを挿入

(日本眼科医会 HP より引用)

☆眼内レンズとは☆

水晶体は度数の強い厚みのあるレンズです。この部分を取り出してしまうと手術後強い遠視になってしまい、分厚いレンズの眼鏡が必要になってしまいます。そのため、取り除いた水晶体に代わる人工のレンズを眼内に挿入する必要があります。

眼内レンズは右の図のようなもので、単焦点レンズ(ある1点にピントが合うレンズ)と多焦点レンズ(遠くも近くもピントが合うレンズ)がありますが、ほとんどの多焦点レンズは保険適応ではないため、当院では単焦点レンズを使用しています。どの部分にピントを合わせるかは、患者様の年齢や眼の状態、日常生活などを考慮し患者様と相談して決めています。



☆最後に☆

白内障は加齢に伴って誰にでも起こる病気です。霞んで見えにくくなった、光がまぶしく見えるなどの症状がある方はぜひ一度眼科受診をお勧めします。当院での手術を希望された場合、手術日までの待機期間は現在 3~4 か月程度です。手術後、眼内に入れたレンズの度数が安定するまでに 1 か月程度かかりますので、上記症状があり、免許の更新が控えている方などはできるだけ早めの受診をお勧めします。

～編集後記～

過ごしやすい季節となりましたが、寒暖差があり体調を崩しやすい季節でもあります。

十分な睡眠、栄養をとり体調管理に留意し秋のひとときをお楽しみください。

4階西病棟 池本 臨床検査科 高橋



患者様の権利と責任

当院では、患者様の人権を尊重し、患者様と医療従事者が信頼と協力のもと、より質の高い心あたたまる医療を実現するため、『患者様の権利と責任』を定めています。

1 医療を受ける権利

どなたでも公平に、安全で適切な医療を継続して受けることができます。

2 知る権利

ご自分の病状や検査、治療について、理解し納得できるまで十分な説明を受けることができます。また、ご自分の診療録(カルテ)の開示を求めることができます。

3 自分で決定する権利

十分な情報提供を受けたうえで、ご自分の意思により検査や治療に対する同意や選択、拒否を決定することができます。

また、他院の医師の意見(セカンド・オピニオン)を求めることができます。

4 プライバシーの権利

診療の過程で得られた個人情報や病院内での私的なプライバシーが保護されます。

5 参加と協力の責任

これらの権利を守るため、患者様には医療従事者とともに医療に参加し、協力することが求められます。

- ① 現在の病状や過去の治療歴について、できるだけ正確に教えてください。
- ② 検査や治療は、必要性和安全性を十分理解したうえで受けてください。
- ③ 他の患者様の権利を尊重し、職員の業務に支障をきたさないよう、病院内のルール・マナーを守ってください。
- ④ 医療費の請求を受けた時は、速やかにお支払いください。
- ⑤ 臨床研究や医療従事者の教育にご理解のうえ、ご協力をお願いします。

『患者様の権利と責任』について、何かご意見がありましたら承りますので、ご遠慮なく医師、看護師、その他の職員もしくは【患者様相談窓口：1階医事カウンター①番窓口】までお知らせください。
患者様からいただきましたご意見を尊重し、日常の診療の改善に役立てたいと考えておりますので、どうぞよろしく申し上げます。